

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和7年度第2回津市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	令和8年2月5日(木) 午後3時から午後4時まで
3 開催場所	津図書館 2階視聴覚室
4 出席者の氏名	(津市国民健康保険運営協議会委員) 大倉康義、奥野幸司、草深泰幸、鈴木桂子、中西一代、奥野利幸、亀井貴彦、村阪敏規、渡部泰和、石川博之、伊藤研也、片岡福生、河合紀子、前川温仁、北角亘 (事務局) 健康福祉部健康医療担当理事 濱田耕二 健康福祉部保険医療助成担当参事(兼)保険医療助成課長 前川近子 保険医療助成課調整・管理・年金担当主幹 江角綾子 保険医療助成課保険担当主幹 濱村章史、野田琢哉、中野雅文、中村剛之、津尾博子
5 内容	(1) 国民健康保険制度の改正について (2) 国民健康保険事業の財政見通しについて (3) 国民健康保険事業に係る令和7年度決算見込み及び令和8年度当初予算案について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部保険医療助成課管理・年金担当 電話 059-229-3159 e-mail 229-3159@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

1 開会・委員の紹介

事務局	定刻になりましたので、ただ今より、令和7年度 第2回津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。 本日は、お忙しい中、当協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>委員 委員 委員 事務局 担当理事</p>	<p>また、急な会場変更によりご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。</p> <p>最初に、前回8月21日の会議以降、2名の方の委員の異動がございましたのでご報告させていただきます。</p> <p>奥田正洋委員が御退任され、新たに、同じく津市民生委員児童委員連合会より片岡福生委員が就任されました。</p> <p>内藤誠委員が御退任され、新たに、同じく全国健康保険協会より三輪勝也委員が就任されました。</p> <p>なお、本日は、三輪委員はご都合により欠席されております。恐れいりますが、片岡委員、そして前回の会議で新たに委員になられた方として伊藤委員、前川委員をご紹介させていただきましたが、ご欠席されておりましたので、順次一言ご挨拶をいただければと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>こんにちは。前回欠席しておりましたして申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局を代表いたしまして、健康福祉部健康医療担当理事よりご挨拶申し上げます。</p> <p>皆さま、こんにちは。</p> <p>健康医療担当理事の濱田でございます。</p> <p>本日は何かとご多用のところ、当運営協議会の会議に、ご出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、日頃よりそれぞれのお立場から国民健康保険事業の運営に関しまして、ご理解、ご協力をいただいていることに厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、国民健康保険制度を取り巻く環境については、国全体で依然として少子高齢化が進むなかで、当該制度に限らず、様々な分野に影響がございます。国全体での状況としては、被保険者数が減少するなかで、加入者の平均年齢は概ね54歳で、他の保険者との比較においては、18歳ほど高くなっています。また、加入者一人当たりの医療費は約2倍となっており、一人当たりの平均所得については半分以下というのが現状です。このあと、本市の状況も少しご説明いたしますが、やはり同様の傾向にあります。</p> <p>事業運営にあたっては、国からの財政支援はあるものの、国にお</p>
------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事務局</p>	<p>いては、社会保障制度全体での議論が進められるなかで、毎年行われる様々な制度改正については、すべてが国保制度にとって単純にプラスに働くものではないと捉えており、本市としても、課題をしっかりと受け止めながら、現行の保険料の維持に向けて、財政運営の主体となる三重県とも連携しながら、安定した事業運営を継続していく努力をしていかなければならないと考えています。</p> <p>本日は、4月から始まります子ども・子育て支援金の徴収に関することや令和8年度予算案、今後の財政の見通し、また、前回の会議でも種々ご意見をいただいた医療費適正化への取組などについてご説明をさせていただきます。なお、医療費適正化の取組については、なかなか一朝一夕に大きな効果が現れるというわけにはまいりませんが、考えられる取組を地道に積み重ねているところでございます。</p> <p>それでは、このあとの会議につきまして、ご協議のほど、よろしくごお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。</p> <p>次に、委員の出欠状況についてご報告いたします。本日の出席者数は14名でございます。</p> <p>なお、日沖委員、三輪委員、玉田委員におかれましては、ご欠席のご連絡をいただいております、奥田委員につきましてはただいま確認中でございます。</p> <p>以上、津市国民健康保険条例第2条の各号に定める委員の各1名以上を含む過半数の出席がありますので、会議が成立しておりますことをご報告します。</p> <p>この会議の結果につきましては、会議録を作成し、「審議会等の会議結果報告」という形で津市のホームページに登載されることとなりますので御承知おきください。</p> <p>また、この会議は公開となっております、本日の傍聴者は現在のところおられません。</p>
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 会長の選出

事務局	次に、事項2、会長の選出でございます。 先ほど、委員の異動についてご報告させていただきましたが、会長職を務めていただいております奥田委員が御退任されましたので、現在、会長職が不在となっておりますので、会長職が互選されるまで、会長職務代行者の石川委員を臨時議長として議事進行をお願いいたします。
臨時議長	それでは、会長が選出されるまでの間、会議の進行を務めさせていただきます。 国民健康保険法施行令第5条の規定に基づき、協議会の会長につきましては、「公益を代表する委員のうちから、全員が選挙する。」こととなっておりますが、どのようにさせていただくのがよろしいでしょうか。
委員	(事務局の事務局の考えは?)
事務局	事務局のお考えは?とのご意見がございました。 事務局といたしましては、各委員の皆様の御理解が得られますならば、公益を代表する委員のうち、奥田様の後任の片岡委員にお願いしたいと思います。
委員	【異議なし】
臨時議長	ありがとうございます。異議なしとの声をいただきましたので、片岡委員、よろしく願いいたします。 それでは、今後の会議の進行につきましては、津市国民健康保険条例施行規則第4条第4項の規定により、会長が議長となりますことから、片岡委員と議長職を交代いたします。
事務局	それでは議長席の方へお願いいたします。 議長より一言ご挨拶をお願いいたします。
議長	先ほど皆様のご同意によりまして、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

2 議事

議事1 国民健康保険制度の改正について

国民健康保険法施行令の改正に伴う津市国民健康保険条例の一部改正について2点ご報告いたします。

いずれも3月の津市議会定例会に提案し、津市国民健康保険条例の改正を行い、令和8年4月1日から施行しようとするものです。

(1) 国民健康保険料の賦課限度額の改定

1点目は、国民健康保険料の賦課限度額の改定です。

これは、令和7年12月26日に閣議決定された「令和8年度税制改正大綱」において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講じるため、国民健康保険法施行令に規定する市町村の賦課に関する基準が改正される見込みであることから、本市においても同施行令の改正後において、同様の引上げを行おうとするものです。改正の内容としては、保険料の基礎賦課限度額をこれまでの66万円から67万円へ1万円の引上げ、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額は据え置き、追って説明いたしますが、令和8年度から新たに設定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額が3万円となっております。

このことに伴う令和8年度の保険料の調定見込額については428万3千円の増、収納率を93.0%とした場合の歳入見込額が398万3千円の増となります。

(2) 子ども・子育て支援納付金

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランにおける少子化対策を強化するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付等に充てる財源について令和8年度から医療保険者が賦課徴収し、子ども・子育て支援納付金として国に納付する義務が課されます。

この法改正により、国民健康保険法施行令が改正され、国民健康保険料の賦課額に子ども・子育て支援納付金賦課額が追加となります。

この保険料率は、国が示す推計方法を用いて三重県が算定した津市の子ども・子育て支援納付金総額をもとに標準保険料率として示されるもので、現時点においては、所得割率0.74%、均等割額1,102円、平等割額727円の見込みとなっております。

また、子ども・子育て支援納付金につきましては、少子化対策であることを鑑み、18歳未満の子どもについては均等割額を全額軽減し、徴収いたしません。当該軽減費用については、18歳以上の被保険者に対して「18歳以上被保険者均等割額」として賦課することとなります。

なお、賦課限度額は、先ほど説明いたしましたように3万円となっており、本市が国へ納める子ども・子育て支援納付金総額は、1億3,497万7千円となります。

保険料は、所得や世帯構成によって異なり、令和8年度から10年度までは段階的に上がり、令和10年度以降も継続して徴収いたします。

令和8年度につきましては、令和7年中の所得に応じて賦課額を決定し、令和8年7月に世帯主あてに送付する保険料納入通知書でお知らせします。

○意見、質疑応答等

なし

議事 2 国民健康保険事業の財政見直しについて

(1) 津市国民健康保険の状況

被保険者の状況：少子高齢化、後期高齢者医療制度への移行、被用者保険の適用拡大により、被保険者数は減少が続いています。

年齢構成：40歳から64歳までの割合が高く、定年退職後に国保に加入される場合が多いため、65歳以上が47.5%を占めており、年齢構成が高く、高齢化が進んでいます。

国保加入世帯の所得状況：総所得金額なし、つまり無所得世帯が30%弱を占めており、所得水準が低い状況です。

保険給付の現況：被保険者数の減少に伴い保険給付費の総額は減少していますが、医療の高度化や年齢構成が他の保険制度に比べて高い状況であるため、一人当たりの給付額は上昇傾向にあります。

以上のように、国民健康保険の被保険者につきましては、他の保険制度に比べて年齢構成や医療費水準が高く、所得水準は低いといった構造的な課題を抱えています。

保険料の状況：収納率は93%台で推移しています。

滞納整理の状況：納付方法については、コンビニ収納の利用が堅調に上昇しております。更なる保険料の納付環境の充実に向けて、全国どこの銀行からでも納付が可能となる「eLTAX」の導入を、国保システム等の更新に合わせて検討していきます。

財政状況：令和5年度から単年度収支が赤字となり、令和7年度も赤字が見込まれるため、基金を取り崩して保険料上昇の抑制に活用します。

前回の運営協議会においてご意見をいただきました、支出を抑えて国保財政を安定的に運営するための取組、医療費適正化について説明いたします。

本市では、健康寿命の延伸及び医療費の適正化に向けて、令和6年度から令和11年度を計画期間とする「津市第3期国民健康保険保健事業実施計画」に基づいて保健事業に取り組んでいます。

事業の実施に当たっては、津市2医師会連絡協議会成人部会、津市糖尿病性腎症重症化予防事業に関する会議、津市国民健康保険の適正な薬剤利用に関する協議などで、医師・薬剤師等の皆様のご協力により、様々な助言を受けながら取り組んでいるところです。

まず、国民健康保険に加入中の40歳から74歳の方を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査について説明いたします。

特定健診受診率は、令和6年度実績が41.2%で、目標値の46%には達してい

ませんが、昨年度から 0.5 ポイント伸びました。受診勧奨の手段において、電話による勧奨を約 1.5 倍に増やし、受診勧奨ハガキの送付時期を夏から秋に変更、勧奨ハガキには施設健診実施日を掲載するなど、未受診者対策を強化しました。

また、毎年、受診率の低い地域をモデル地区に指定し、自治会などの協力による地域ぐるみの受診勧奨、訪問を通じた重点的な受診勧奨など、集中的な取組による受診率の向上を図っています。来年度は、地域全体の受診率はそれほど低くないものの、地域内の学校区域で比較すると受診率が低い状況の地区をモデル地区に指定します。訪問時には、今年度作成しました受診啓発用のベストを着用し、市民への啓発を行っていきます。

続いて、メタボリックシンドローム該当者・予備軍への生活習慣改善支援である特定保健指導の実施率は 15.3%と前年度より 2.2 ポイント上がりました。保健指導については、医療機関や保健センターはもとより、オンラインによる遠隔指導、健康測定会の開催といった参加しやすい場所を提供し、申し込み方法についても二次元コードを活用することで、24 時間いつでもオンラインで申し込むことができる環境を整えました。オンラインの申込者は、初年度で約 16.7%でした。

来年度は、保健指導の案内に未回答だった人などを対象としたイベントを案内するなど、保健指導参加者の拡大に努めていきます。

また、特定健診受診勧奨及び特定保健指導への参加勧奨については、医師会との会議等においても、ご協力をお願いしているところです。

重複頻回受診者等への適切な受診指導では、これまで、津市では精神疾患に関する医療費が高かったことから、指定の期間に睡眠薬の処方 が 5 回以上かつ 3 か月以上継続した人を対象に取組を行ってきたため、対象者が 2～3 人と多くはありませんでした。

国が定める対象者は、特に睡眠薬に限定しているわけではないため、令和 8 年度からは対象者を拡大するため、1 か月の重複処方・多剤処方の処方薬効数が 20 以上である人を対象に指導を実施していきます。

また、交通事故など第三者行為による医療費の求償を徹底すること、ジェネリック医薬品の利用促進については、普及率が 85.3%まで向上しており、今後はバイオ後続品の使用についても医療費通知などにより啓発していきます。

また、前回の会議でご意見をいただきましたレセプト点検の実績については資料のとおりとなっております。今後も引き続き、特定健診や保健指導を通じて被保険者の健康レベルや優先的に取り組むべき健康課題を把握し、地域の特性を踏まえた施策やレセプト点検など多角的な医療費適正化への取組を積み上げながら、財政安定化を図ってまいります。

続いて、前回の意見にありました県との関係、赤字対策等についてご説明します。

国保財政の安定化を図るため、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となっています。これは、都道府県が市町村ごとの国保事業費納付金額を決定し、保険給付に必要な費用を全額市町村へ支払うことで、財政的な「入」と「出」を管理する仕組みです。

メリットとしては、医療費水準を都道府県単位で保険料に反映させることで、変動を平準化し、保険料の急激な変動を抑制することができます。

また、同じ所得基準・世帯構成であれば同じ保険料となるよう、現在、県全体での保険料水準の統一を進めており、令和 11 年度までに、一定の幅を設けたうえでの標準保険料率への統一が行われます。

県の赤字対策としては、国の補助を受けて「国民健康保険財政安定化基金」を設置し、保険料収納不足時の貸付や、給付増による財源不足時の繰入れなどに活用します。

また、国保加入者の低所得化に対応するため、国による財政支援が行われており、支援規模は平成 30 年度以降、毎年 3,400 億円規模に拡充されています。今後も公費による財政基盤の強化・拡充が確実に実施されるよう、国へ働きかけを行っていきます。さらに、三重県市長会を通じて「安定的で持続可能な国民健康保険制度の確立」「子育て世帯に対する負担軽減対策等の拡充」についても国へ要望していきます。

(2) 国民健康保険事業 財政状況一覧表

令和 8 年度当初予算案においては、単年度収支は黒字となる見込みです。

これは、県が納付金算定において、保険給付費等の減額見込に加え、財政安定化基金を 10 億円活用し、県内市町の納付金を抑制することにより、納付金総額が対前年度 6.25%減となったことが最も大きな要因です。そのほか、地方交付税措置による財政安定化支援金約 1 億円の繰入れ、保険基盤安定繰入金の増額によるものです。

(3) 国民健康保険事業 財政見通し一覧表

令和 11 年度までの推計となっております。

平成 30 年に国保財政の基盤強化を図る制度改革が行われ、低所得者対策としての保険料軽減制度に対する支援に加え、年齢構成など自治体の責任によらない要因への対応や医療費適正化に向けた取組等に対して財政支援が拡充され、毎年約 3,400 億円の公費が投入されています。これに合わせて、都道府県が国保財政の運営において責任主体となることで安定的な国保の財政運営や効率的な事業運営の確保等の中心的役割を果たすこととなり、財政運営の都道府県単位化は順調に実施されております。

被用者保険の適用拡大や税制改正による影響、高額療養費制度の見直しなど国民健康保険制度自体の制度改正など不確定要素はありますが、現行制度の中で、これまでの被保険者数の推移や保険料収入、保険給付費の増減率等を勘案し、

財政見通しを推計したところ、令和8年度の単年度収支は、先に述べました通り、一時的なプラス要素により黒字となる見込みです。以降、令和9年度以降は赤字に転じることが見込まれ、令和11年度末の基金残高は約6億9,500万円となる見込みとなっています。

一方、前回までお示しいたしておりました今後の財政見通しの推移よりも、単年度収支のマイナス傾向の幅が縮小されている状況です。

なお、保険料率については、三重県では令和11年度において、県の示す標準保険料率への緩やかな県下での統一を行うこととしていますので、このことにも留意しつつ、国保財政の安定運営に努めてまいります。

○意見、質疑応答等

なし

議事3 国民健康保険事業に係る令和7年度決算見込み及び令和8年度当初予算案について

「令和7年度 国民健康保険事業特別会計 決算見込み」

(1) 歳入

主なものといたしまして、国民健康保険料は、約48億1,100万円で、令和6年度決算額と比較しますと2,200万円、0.5%の減額を見込んでおります。

次に、国庫支出金、国庫補助金の「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」は、マイナ保険証への移行に伴うシステム改修費用に対する補助金で、令和6年度で完了しております。

子ども・子育て支援事業費補助金の3,380万円は、令和8年度から賦課徴収を開始する子ども・子育て支援納付金事務に必要な国民健康保険システム及び収納システムの改修に係る費用に対して交付される国からの補助金でございます。

次に、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金につきましては1.3%の減となっており、保険給付に充てる普通交付金は被保険者数の減少に伴う減、市町の財政状況や事業に応じた財政調整を行うための特別交付金については、県全体の納付金総額の減算のための財源に充てるために段階的に減額されております。財産収入は、国民健康保険事業運営基金にかかる定期預金の運用益で、利率が上昇したことに伴い、令和6年度と比較しますと1,092万円の増額となります。

(2) 歳出

保険給付費は、約177億9,800万円で、被保険者数の減少に伴う医療費の減により、令和6年度に対して約1億500万円、0.6%の減を見込んでおります。

保健事業費は、地域巡回健診及び出前健診、保健指導の契約単価の上昇により特定健康診査等事業費が16.2%増となっております。

基金積立金は、歳入で申しあげました基金にかかる定期預金の利率上昇による運用益の増でございます。

諸支出金につきましては、令和6年度に概算払いで交付された令和6年度分普通交付金及び特別交付金について、令和7年度に実績に基づいて精算することによる国県支出金等の返還金が主なものでございます。

以上のように、令和7年度の決算見込み額については、歳入・歳出とも被保険者数の減少に伴い国保会計全体での若干の減少はありましたが、各科目において概ね大きな変動はないと考えております。

「令和8年度国民健康保険事業特別会計 当初予算案」

(1) 歳入

令和8年度の保険料収入につきましては、現行の保険料率を継続することとし、約47億7,300万円を計上しており、引き続き被保険者数の減少は見込まれますが、子ども・子育て支援金が新たに導入されること、また所得の増加に伴う調定額の増加が見込まれることから、令和7年度に比べて2.4%増となっております。

県支出金、県補助金の保険給付費等交付金については、令和7年度決算見込みで申しあげましたが、被保険者数の減少に伴う保険給付費の減少による普通交付金の減額、市町への財政支援である特別交付金については段階的に減額され、県全体の納付金総額に充当し、納付金総額の引き下げ・安定化を図っていくことによるものです。

繰入金については、令和8年度は県が納付金算定において財政調整事業分として財政安定化基金を10億円活用したことにより、県単位において国民健康保険事業費納付金の減算を実施したことをはじめ、国からの財政安定化支援事業繰入金、保険基盤安定繰入金の増額などの要因により、令和8年度の単年度収支見込みは約2億800万円となることから、国民健康保険事業運営基金からの繰入れは不要と考えています。

(2) 歳出

国民健康保険事業費納付金は、県が医療費を支払う財源とするために市町に求める納付金で、算定に当たっては、国民健康保険事業に係る保険給付費がどの程度必要になるかについて、年度ごとに変わる医療費や被保険者の増減を伸び率等をもとに推計し、厚生労働省から示された数値などを盛り込みます。

令和8年度の県全体の保険給付費については、診療報酬改定率を反映したうえで、一人当たりの医療費伸び率の鈍化や被用者保険の適用拡大などによる被保険者数の減少が大きく影響し、伸び率として2.97%の減少となっています。

なお、令和8年度からは、新たに、子ども・子育て支援納付金分が追加されております。

保健事業につきましては、被保険者数の減少に伴う特定健康診査等事業費が

1.6%減、がん検診等負担金が18.1%減となっております。

なお、医療機関における特定健診委託料は、集合契約により今年度と同額の予定です。

○意見、質疑応答等

なし

議事4 その他

その他といたしまして、報告事項がございます。

「令和7年度国民健康保険関係者知事表彰」についてご報告申し上げます。

これは、国民健康保険事業の運営に永年の経験を有し、特に顕著な功績を挙げられた方に対し、その功績を讃えて、三重県が毎年表彰を行っているもので、表彰基準としては、国民健康保険運営協議会委員として15年以上在職し、事業の発展に貢献した功績が特に顕著であった方となっております。

本年度につきましては、当運営協議会において、長年ご尽力をいただいております渡部委員が被表彰者として決定されましたので、ここにご報告申し上げます。なお、表彰式は2月18日に県庁において行われます。

誠におめでとうございます。

○意見、質疑応答等

なし

閉会（議長）

本日の議題はすべて終了いたしました。これをもちまして令和7年度第2回津市国民健康保険運営協議会を終了します。本日はありがとうございました。